

13. 大学院授業科目の受講について

学士特定課題研究の履修を許可された学生等は、400番台の授業科目を10単位を上限として履修することができます。ただし、学士課程の単位とはなりません。本学の理工学系大学院課程に入学後、その授業科目が開講される際に、改めて履修申告を行い、所定の書式を教務課に提出した場合に、大学院課程の単位となります。

(注意)

- ・学士課程において所属する系において、上限を10単位未満とする場合があります。
 - ・学士課程で受講した授業科目が、大学院入学後に休講、科目廃止により開講されない場合は、大学院課程の単位として認められません。なお、科目名称変更の場合は、認められる可能性もありますので、教務課に確認してください。
- ※卒業要件の単位ではありませんので、学士課程におけるGPA、GPT、CAP制（履修申告上限単位数）には影響しません。
- ・学士課程において400番台のアントレプレナーシップ科目対応科目を受講した場合は、大学院入学後に専門科目とみなされます（アントレプレナーシップ科目として読み替えることはできません）。
- ただし、アントレプレナーシップ科目対応科目をアントレプレナーシップ科目としてみなさなかった場合でも、対応するGAは修得したものとすることができます。

東京科学大学の学院の学士課程学生が学院等の開設する大学院授業科目を履修する場合の要項

第1条 この要項は、東京科学大学（以下「本学」という。）の学院の学士課程の学生が学院等の開設する大学院授業科目（東京科学大学大学院の学院における学修に関する細則（令和6年細則第50号）別表に掲げる授業科目区分に属する科目をいい、横断科目（教養科目）及び横断科目（専門科目）に属するものを除く。以下「学院等開設大学院授業科目」という。）の履修を希望する場合の取扱いについて定めるものとする。

第2条 履修を願い出ることができる者は、次の各号のいずれかに該当する学生とする。

- 一 学士特定課題研究又は学士特定課題研究Sの履修を許可された学生
- 二 本学学院の大学院課程への入学が内定している学生
- 三 東京科学大学B2Dスキーム実施要項（令和6年10月1日制定）第4条に規定するB2D学生のうち別に定める要件を満たす学生

第3条 前条に定める学生は、学士課程の在学中に、学院等開設大学院授業科目のうち、文系教養科目、アントレプレナーシップ科目及び講究科目を除く科目コード400番台の授業科目を、指導教員及び授業担当教員の許可を受けた上で、合計10単位を上限として履修できるものとする。

第4条 学院等開設大学院授業科目は、当該授業科目の学修の評価により合格した場合であっても、学士課程の単位としては認めない。ただし、本学の学院の大学院課程に入学し、当該授業科目が開講される際に改めて履修申告を行うとともに所定の書式を提出した場合には、大学院課程の単位として認めることができるものとする。

第5条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、学院が別に定める。

(注意) この10単位とは、「履修できる単位数」です。履修した結果合格しなかった科目の単位も含まれます。